

| 交通事故状況 | | | |
|--------|----|-----|---------|
| 種別 | 区分 | 累計 | |
| | | 10月 | 本年 昨年 |
| 発生件数 | | 57 | 398 373 |
| 死亡者 | | 2 | 14 9 |
| 重傷者 | | 2 | 37 49 |
| 軽傷者 | | 62 | 440 |

発行 山口市役所
 編集 企画部広報課
 印刷 (株)丸二商行



センシブルな石畳の街

マイロード
NAKACHI
 カラー舗装完成

五月から工事を進めていた中市商店街のカラー舗装が完成し、十一月一日落成式が華やかに行われました。

完成したカラー舗装は、幅七・五尺、全長二百二十尺で、中央部に天然みかげ石、両サイドに陶板を敷き、街路中心部には、七か所にカラフルなモザイク模様があります。

このカラー舗装の完成により、中心商店街は県都山口にふさわしい商店街として一段と充実しました。

また、同商店街振興組合が募集していた、街の名および水飲み場の愛称が次のように決まりました。

〈街の名〉「マイロード NAKACHI」(小郡町・井岡政子さん) 〈水飲み場〉2か所「星の泉」(宮野・藤康子さん)「月の泉」(藤康子さん、堂の前町・西村理恵子さん)

秋の叙勲・褒章

山口市から7人が受章

昭和六十年年度秋の褒章および叙勲受章者が十一月二日、三日に発表され、山口市からは次の七人の方が受章されました。

秋の叙勲

- ▽勲三等旭日中綬章
 - 廣橋 敏(82・糸米一丁目・元山口女子短期大学長)
 - 矢儀万喜多(76・佐山・元山口大学教授)
- ▽勲四等旭日小綬章
 - 木村貞子(87・中央三丁目・元中村女子高等学校理事長)

秋の褒章

- ▽勲六等瑞宝章
 - 森島康正(69・矢原町・元山口県警部)
 - ▽勲七等瑞宝章
 - 廣兼 裕(64・小鯖・元山口刑務所看守部長)
- ▽黄綬褒章
 - 大庭竹雄(63・吉敷・榎大庭美工社社長)
 - ▽藍綬褒章
 - 小林正人(76・下市町・現人権擁護委員)

業務に精励し、衆民の模範となる人に贈られ、また、「藍綬褒章」は、公衆の利益を興し成績著明な人または公同の事務に勤勉し労効顕著な人に贈られます。

社会教育功労

(文部大臣表彰)

末永フミコ(76・仁保・県連合婦人会副会長)

県教育功労

上田敬介(55・中央二丁目・防府養護学校教諭)
八木宗十郎(56・白石二丁目・元県公立高校PTA連合会長)

※社会教育功労表彰は、永年にわたり地域の社会教育活動の指導者やボランティア活動をした人に贈られるものです。

行政改革の推進に 経営改善室を設置

市の総合的な行財政の改善組織として、十一月五日、経営改善室を設置し、同日付で次の人事異動を行いました。

- 経営改善室の主な業務は、近く策定予定の山口市行政改革大綱の具体化とその推進をはじめ、山口市とその関連部門等の負担部分を含め総合的な見直し、検討を行い、山口市の経営健全化を図ることです。
- (一等級)
 - ▽経営改善室長 永久卓見(企画部秘書室長)
 - (二等級)
 - ▽企画部秘書室長 松永正敏(企画部秘書室主任)
 - ▽経営改善室次長 原昌克(厚生部福祉課主任)
 - ▽(兼)総務部職員課長 藤田武男(総務部職員課長)
 - (三、四等級)
 - ▽企画部秘書室秘書係長 内田武義(総務部職員課人事係長)
 - ▽(兼)経営改善室平田悟(企画部企画財政課主任)
 - ▽調整係長(兼)企画部庶務課行政係長(兼)同吉田正治(企画部企画財政課係長)
 - ▽経営改善室主任 上野省一(総務部庶務課主任)

人事異動

(10月21日付)

- ▽(兼)商工観光課長事務取扱 安部昭一(経済部長)
- ▽経済部付小林洋二(商工観光課長)

率最高(対55年比) 概数まとまる

昭和六十年国勢調査は、調査区数七百六十八(内無人調査区数三十)、調査員七百十一人により、十月一日現在に行いました。調査終了後、市ではその審査および要計表の作成を急いでいきましたが、十月三十日、その作業を終え、関係書類を県に提出しました。調査結果の概況は次のとおりです。

山口市の人口

12万4千2百13人

十月一日に行われた昭和六十年の国勢調査の概数がまとまりました。その結果、世帯数は四万二千七百九十戸で、前回の昭和五十五年にくらべて、一〇・一%、人口は十二万四千二百十三人で八・三%ふえました。特に、人口は昭和二十五年以降の国勢調査で最も高い伸び率になっています。

ドーナツ化現象

さらに強まる

今回実施した国勢調査の地区別概数は、下表のとおりです。人口の増加した理由については、なお詳しい解析を待たなければなりません。この五年間の動向をみると、サービス業、商業を中心とした各種事業所が立地し雇

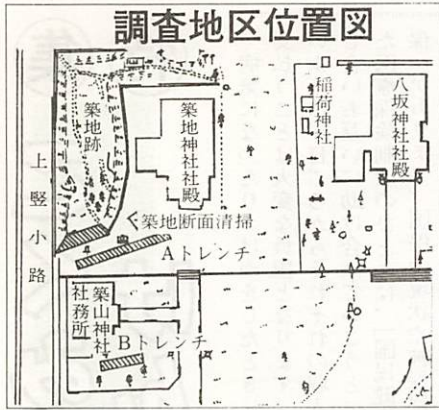
昭和60年国勢調査概数 (世帯・人)

| 国勢統計区 | 55年 | | 60年 | | | 対55年増加率 | | 対55年増減 | | | | |
|-------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 世帯数(A) | 世帯人員 | | 世帯数(a) | 世帯人員 | | (a)-(A) | (b)-(B) | | | | |
| | | 総数(B) | 男 | | 女 | 男 | | | 女 | | | |
| 合計 | 38,859 | 114,744 | 55,212 | 59,532 | 42,790 | 124,213 | 60,041 | 64,172 | 110.1 | 108.3 | 3,931 | 9,469 |
| 湯田 | 5,560 | 14,599 | 7,011 | 7,588 | 5,902 | 15,076 | 7,224 | 7,852 | 106.2 | 103.3 | 342 | 477 |
| 白石 | 4,140 | 10,622 | 4,931 | 5,691 | 3,752 | 9,726 | 4,353 | 5,373 | 90.6 | 91.6 | △388 | △896 |
| 大石 | 4,371 | 12,312 | 5,995 | 6,317 | 4,035 | 11,671 | 5,632 | 6,039 | 92.3 | 94.8 | △336 | △641 |
| 大仁 | 1,004 | 4,026 | 1,852 | 2,174 | 1,186 | 4,239 | 2,045 | 2,194 | 118.1 | 105.3 | 182 | 213 |
| 小保 | 957 | 3,470 | 1,624 | 1,846 | 1,255 | 4,779 | 2,236 | 2,543 | 131.1 | 137.7 | 298 | 1,309 |
| 大内 | 3,525 | 11,708 | 5,632 | 6,076 | 4,332 | 14,220 | 6,932 | 7,288 | 122.9 | 121.5 | 807 | 2,512 |
| 宮野 | 3,865 | 11,894 | 5,451 | 6,443 | 4,287 | 12,863 | 5,852 | 7,011 | 110.9 | 108.1 | 422 | 969 |
| 吉敷 | 2,262 | 7,319 | 3,513 | 3,806 | 2,672 | 8,549 | 4,094 | 4,455 | 118.1 | 116.8 | 410 | 1,230 |
| 平川 | 5,157 | 10,596 | 5,792 | 4,804 | 6,788 | 13,275 | 7,492 | 5,783 | 131.6 | 125.3 | 1,631 | 2,679 |
| 大歳 | 2,524 | 7,182 | 3,493 | 3,689 | 2,822 | 8,023 | 3,876 | 4,147 | 111.8 | 111.7 | 298 | 841 |
| 陶 | 723 | 2,515 | 1,209 | 1,306 | 770 | 2,715 | 1,284 | 1,431 | 106.5 | 108.0 | 47 | 200 |
| 鑄銭司 | 773 | 3,379 | 1,631 | 1,748 | 883 | 3,809 | 1,858 | 1,951 | 114.2 | 112.7 | 110 | 430 |
| 名田島 | 485 | 1,945 | 900 | 1,045 | 486 | 1,889 | 900 | 989 | 100.2 | 97.1 | 1 | 56 |
| 秋穂二島 | 939 | 3,577 | 1,685 | 1,892 | 932 | 3,547 | 1,668 | 1,879 | 99.3 | 99.2 | △7 | △30 |
| 嘉川 | 1,845 | 6,824 | 3,212 | 3,612 | 1,936 | 7,016 | 3,297 | 3,719 | 104.9 | 102.8 | 91 | 192 |
| 山佐 | 729 | 2,776 | 1,281 | 1,495 | 752 | 2,816 | 1,298 | 1,518 | 103.2 | 101.4 | 23 | 40 |

老人デイ・サービスの申し込み受付中

入浴や食事などのサービスが受けられる「老人デイ・サービス」(12月下旬開始予定)の申し込みを受け付けています。○申し込み 各地区の民生委員さんへ ○問い合わせ 市福祉課(☎22-4111)へ

(3)



今年八月から発掘調査を進めていた「築山跡」の調査結果が、このほどまとまりました。
今回の発掘調査は、左図に示すように、築地南の平地と築山

中世最大級の築地規模 築山跡の発掘調査終わる

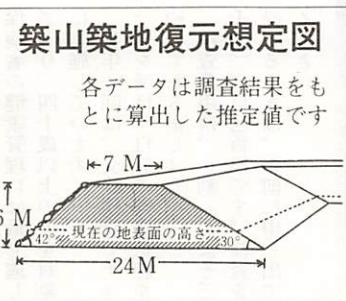
神社社務所の庭にトレンチ(試掘溝)を設定し、現存する築地南端の断面清掃を行いました。その結果、判明したことは次の三点です。

- ① Aトレンチの東側で、築地と築山館との境である東側の立上がり部が判明しました。
- ② A・B両トレンチと築地の断面清掃の土層観察から、ほぼ築地の構築方法が判明しました。
- ③ 断面清掃部の西側の立上がり部を検出し、ほぼ築地の規模が判明しま

シルバー人材センター
10月29日 設立総会
今年四月から設立準備が進められていた市シルバー人材センター(会員数三百二十九人)の設立総会が、会員百三十一人の出席のもとに十月二十九日、市

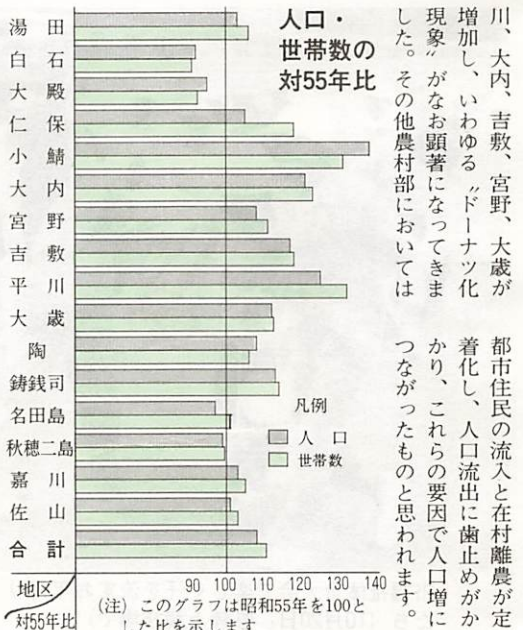
民会館で開かれました。定款や事業計画などが決議され、理事長に古野隆行氏が選任されました。
同センターは、認可が下り次第、社団法人として発足します。事務所は市商工観光課内(電話 22-4111)です。

これらのことから、築造時の築地は、下図のように幅約二十四メートルと現存する築地の幅をさらに四〜五メートル大きくしたものであり、高さも約六メートルという、中世における築地の規模としては、わが国最大級のものであったと考えられます。
今から約五百年前、西国一の



人口の伸び 国勢調査の

用力を増したことが考えられます。また、交通網の整備によって遠隔地への通勤が可能となったこと、周辺工業地帯の諸影響等も加わったこと、および住宅団地ができたことなど定住化が進んだことなどがあげられそうです。
地区別に見ると、旧市内の白石、大殿および南部の名田島、秋穂二島で減少しましたが、これら以外のすべての地区は増加となっています。特に白石、大殿は大幅に減少しており、この主な要因は職住分離のあらわれとされます。反面、周辺部の平



ニューメディアセンター 来年3月 山口市に設立

山口市、防府市、小郡町で進めているテレトピア実行計画の概要が、次のとおりになりました。
プライベートキャプテン
来年10月サービス開始
山口地区プライベートキャプテンサービスを来年10月から開始します。サービスの内容は、次のとおりです。
① 来年10月から、商店タウ情報ネットワークサービスとして、店舗案内情報・交通案内情報・生活情報・市況情報・観光催物案内情報、次のとおりです。
② 昭和六十二年四月から、産業情報ネットワークシステムサービスとして、企業情報・マネージメント情報を提供します。
ニューメディアセンター(株) 第3セクターで設立
商店タウン情報ネットワークシステムや社会教育データバンクシステム、産業情報ネットワークシステムの中核センターとなる山口ニューメディアセンター株式会社を来年三月、第三セクターにより設置します。
本店は山口市に置き、資本金は当初一億円です。また、センターを支援する基金として、(財)山口テレトピア振興基金(仮称)を来

国民健康保険料(6期) 納期限 11月30日



中央公民館まつりで行ったキャプテン教室(11月3日)

特集 こくみん けんこうほけん

病気になったり、けがをしたときに、一度に治療費を支払うことは大変な負担となります。そういうことのないように、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合いお互いに助け合っているという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつに、「国民健康保険」(略して国保)があります。国保の現状や被保険者証、第三者行為などについて、そのあらましを紹介します。

国保の現状と保健施設

医療費

国保の被保険者が、昭和六十年四月から八月までに、医療機関(お医者さんなど)に支払った総医療費は二十七億七千五百六十一万七千円です。

これは、前年の同時期に比べ一四・六%の増加となっています。一人当たりでは、九万六千六百九十四円で、一一・二%の増加となります。

また、これを老人保健適用者とそれ以外の人でみますと、前者は一人当たり二十四万七千五百三十三円で、後者は五万七千八百八十五円となっています。

医療費が伸びれば、皆さんが負担している保険料も高くなり、負担も大きくなります。病気は、早期発見、早期治療が大切です。健康には日ごろから十分注意

加入者の年代別構成

国保の被保険者の年代別被保険者数は次の表のとおりです。

| 年代別 | 人数(人) | 比率(%) |
|---------|--------|-------|
| 0歳~19歳 | 4,910 | 17 |
| 20歳~39歳 | 4,558 | 16 |
| 40歳~59歳 | 7,091 | 25 |
| 60歳~69歳 | 6,231 | 21 |
| 70歳以上 | 6,076 | 21 |
| 合計 | 28,866 | 100 |

国保は、高齢者の加入率が高く、また医療費も高いことから国保被保険者の保険料の負担も高くなっています。七十歳以上(六十五歳以上の



市福祉体育大会で楽しく汗を流すお年寄りたち(10月20日、県陸上競技場で)

保健施設

保健施設といっても、特別な施設をいうのではなく、健康保持を目的とする一般的な健康診断やスポーツ大会などをいいます。

はり・きゆう施術、外来人間ドック、コンピュータドックもこれにあたり、国保で補助をしています。

特に、外来人間ドックは、被保険者の健康管理には最も適しており、四十歳以上の人を対象に実施しています。毎年一回は、受診検査でチェックを受け、自分の健康状態を知っておきましょう。

検査費用は、一割(およそ三千円)が自己負担です。検査を受けるときは、事前に申し出てください。

お年寄りの医療は 老人保健で受診を

から資格を取得します。

健康手帳(医療受給者証)

老人保健法により、七十歳以上(寝たきり状態の人は六十五歳以上)の人は、それぞれの保険から切り離されて、老人保健法による給付を受けることとなります。

しかし、現在加入している医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残ります。ですから保険料もそのまま引き続いて納めますし、医療以外の給付もいま加入している。保険から受けられます。

資格の取得

■七十歳になる人

七十歳になる誕生日の翌月から資格を取得します。

(一日生まれの人は誕生日から)

■寝たきり状態の人
身体障害者手帳一、二級と四級の全部に該当する六十五歳以上の人で申請の翌月

12月1日からは 新しい被保険者証で

現在使用されている国民健康保険被保険者証、退職被保険者証は、十一月三十日で有効期限が切れます。

これに伴い、新しい被保険者証への更新を、十一月十五日から三十日の間に実施します。(詳細は、十一月一日号の市報五頁をご参照ください)

老人保健法が適用されると、「健康手帳」(医療受給者証)が交付されます。

これは老人保健による医療が受けられる「資格証明書」になるとともに、お医者さんにかかったときの記録や健康診断の結果など、医療と日常の健康管理のための記録帳にもなります。医療機関で受診するときは、必ず健康手帳(医療受給者証)と被保険者証を窓口提示してください。

加入手続き

老人保健の加入手続きは、印鑑と被保険者証を持参のうえ、市保険年金課または各出張所で行ってください。(寝たきりの人は、障害の程度を証明するものが必要です)詳しくは、市保険年金課(☎22-4111)へ。

新しい被保険者証は、交付の日から有効です。

最近、被保険者証の再交付申請が多数あります。被保険者証は、お医者さんなどで医療が受けられる「資格証明書」になる大事なものです。取り扱いには十分注意をし、大切に保管しましょう。

(5)

乳児医療費の助成

乳児の保健向上と児童福祉を増進する目的で乳児（0歳児）の医療費を助成しています。

- 対象者 市内に居住する乳児の属する世帯で、前年の所得税（両親および同居の祖父母を含む）が78,100円以下の世帯
- 内容 乳児に要した医療費の自己負担分を助成
- 期間 出生日から満1歳の誕生日の属する月の末日まで
- 申請手続き 健康保険証と印鑑を持参のうえ、市保険年金課（☎22-4111）または各出張所へ
- ※今年1月2日以後、山口市に転入された方は前住所地の税務署の所得証明が必要です。

児童手当

児童手当は、児童を養育する人の家庭生活の安定と児童の健全育成などを目的としています。

- 受給資格 日本国内に住所を有する人で次の①②の要件を満たす人。①18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうち1人以上が義務教育終了前の児童であること ②前々年または前年の収入が、一定の額に満たないこと
- ※（例）給与と所得者については、6人世帯の場合、409万4千円
- 支給額 18歳未満の児童のうち、出生順に数えて3人目以降である義務教育終了前の児童1人につき、月額5千円（市民税所得割がない人は、月額7千円）
- 手続き 印鑑を持参のうえ、市保険年金課（☎22-4111）または各出張所へ（転入者は所得証明が必要です）
- ※児童手当は申請の翌月分から支給されますので、はじめて支給を受ける場合や、支給を受けている人が転入した場合には、すぐに申請をしてください。
- 住所変更や支給要件児童数が変わったときも届け出が必要です。

また、会社等を退職された場合は国保の加入手続きが必要です。国保の加入、喪失の続きには、印鑑と加入した健康保険証または喪失したことを証明する書



国保に関する手続きやお問い合わせは市役所総合窓口の④～⑥番で

国保に加入している人が、第三者（他人）の過失（交通事故など）によりけがをした場合、治療費は全額加害者が支払うのが原則となっています。国保の被保険者証で治療を受けた時には、加害者が支払うべき治療費をとりあえず国保が一時的に替え払いをします。

したがって、かかった費用はあとで加害者が国保に全額納付しなくてはなりません。なお、無免許運転、飲酒運転、無謀運転等による自損事故の場合には、国保の給付を制限されることがあります。

治療費は加害者負担

診療前には届け出を

しなければなりません。

第三者行為による医療費

期間住所を離れる人にも交付されます。
■学生の被保険者証
学校教育法第一条に規定する学校へ、修学のため親元から他の市町村に住所異動した子弟のための特例規定として、修学地で療養の給付を受けることができるよう、被保険者証を別に交付する制度があります。

この場合は、親元からの仕送りが必要条件で、申請には国保の被保険者証、在学証明書または学生証、印鑑が必要です。
■遠隔地の被保険者証
一定の期間、家族と居所を別にして住所を離れて生活をする場合は、申請により遠隔地の被保険者証を交付することができます。

加入手続きはお早めに

類が必要で

被保険者証

国保は、世帯主に保険料の支払いや届け出の義務が課してあり、他の健康保険の加入者以外は、すべて国保に加入することになっています。

したがって、他の健康保険に加入あるいは喪失した場合は、十四日以内に届け出をしなければなりません。

他の健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要で、この届け出を怠りますと、いつまでも保険料が課せられます。

被保険者証は、医療機関で受診するための「資格証明書」になるものです。受診の際は、必ず被保険者証を診療窓口へ提示してください。

あなたの保険料が国民健康保険を支えます

納期限内納付にご協力ください

保険料の納付の方法には、各世帯ごとに金融機関で納める方法と、納付組織を通じて納める方法とさらに個人納付があります。納付は六月から翌年三月までの十回です。いずれも納期限内に納めていただきますように、ご協力ください。



あなたは、他の税金をどのような方法で納めておられますか。保険料も、納付組織を通して納めることができます。納付組織に対しては補助金が交付されます。詳しくは、お近くの世話人さんまたは市納税課（☎22-4111）にご相談ください。

あなたの総合口座、または普通口座から自動的に納付できます。名義が異なっても結構です。申し込みは、市内の銀行、農協、信用金庫など（郵便局を除く）の窓口へ。

雇用保険不正受給防止 啓発月間 (11月)

雇用保険の失業給付金は、失業中の生活の安定と再就職を促進するために支給されるものです。雇用保険の趣旨を理解し、正しい申告で1日も早く再就職をしましょう。不正は必ずみつかります。

特集

選挙制度95周年 — 婦人の参政権40周年 —

今年(明治二十三年七月)に第一回衆議院議員総選挙が行われ、国民が初めて国政に参加するようになってから九十五周年、また、大正十四年五月に普通選挙法が公布され、満二十五歳以上の男子による普通選挙制度が確立されてから六十周年、昭和二十年十二月に衆議院議員選挙法が改正され、婦人に参政権が認められてから四十周年に当たります。この意義深い年に当たり、選挙について考えてみましょう。

明治23年7月

第一回総選挙

選挙制度は民主主義をささえる基本的な制度です。選挙制度の歴史においては、明治のはじめには、国家の骨格を定める憲法がなく、憲法に基づいて議会在政府と共に政治を行う「立憲政治」の必要性が早くから唱えられていました。やがて、自由民権論が盛んに唱えられ、立憲政治を求める世論の高まりとともに政府においても、西

選挙権の 移り変わり



欧の先進諸国を目標とした近代国家に移行するには立憲政体を整備する必要があります。これを認め、明治十四年十月に国会開設の勅諭が発せられました。

制限選挙の時代

明治二十二年の衆議院議員選挙法では、一選挙区で一人の議員を選出する小選挙区制が採用されており、議員定数三〇〇人とされてきました。

選挙権は、満二十五歳以上の男子で、その府県内で二年以上税金(直接税)を十五円以上納める者に限られていました。被選挙権については、満三十歳以上の男子で、選挙権と同じ納税要件を満たしている者に限られていました。

明治三十三年の改正により、選挙区は府県単位とする大選挙区制が採用されましたが、市は独立の選挙区として取り扱われ議員定数は三六九人とされました。

男子普通選挙の時代

大正十四年には、普通選挙制度の他に、中選挙区制の採用、選挙運動の規制など、現在の選挙制度の基盤になる抜本的な改正が行われました。

選挙区制は、一人〜五人のいわゆる「中選挙区制」を採用し議員定数は四六六名とされました。

これから行われる選挙

| 選挙の種類 | 任期 | 任期満了日 |
|-----------------------------|----|-------------|
| 参議院議員選挙 (3年ごと) (半数改選) | 6年 | 昭和61年7月7日 |
| 衆議院議員選挙 | 4年 | 昭和62年12月17日 |
| 県知事選挙 | 4年 | 昭和63年8月21日 |
| 県議会議員選挙 | 4年 | 昭和62年4月29日 |
| 市長選挙 | 4年 | 昭和62年7月11日 |
| 市議会議員選挙 | 4年 | 昭和62年4月29日 |

選挙は民主政治の 基盤です

私たちの暮らしをいろいろな面で支えている政治は、私たちが選挙で選んだ代表者によって行われています。どんな代表者を選ぶかということが、私たちの暮らしに密接なつながりがあります。

「政治」というと、わかりにくいもの、縁の薄いものと考えがちですが、いろいろなことが政治によって行われています。毎日、通勤・買い物などに利用している道路や橋、病氣したときに必要な健康保険、おじいさん・おばあさんの受け取っている年金、学校のことなど……数えあげたらきりがありません。私



「政治」と切っても切れないつながりがあるのです。私たちの意見を政策として、政治の上に正しく反映させてもらえる立派な代表者を選挙で選ぶということが、大切な意義をもつことになりました。知人に頼まれたからと

(7)

行われた第十六回総選挙の有権者数は、約一、二四〇万人に増加し、当時の総人口の約二〇%まで増大しました。

完全普通選挙の時代

(昭和20年〜現在)

昭和二十年の改正で、女子に対しても男子と同じ条件で選挙権、被選挙権が認められ、わが国の選挙史上初めて完全普通選挙制度が確立されました。また、選挙権の要件は、従来の満二十五歳から満二十歳に、被選挙権

についても、満三十歳から満二十五歳に引き下げられました。新憲法では、国会について従来の貴族院を廃止し、衆議院と参議院の二院制によることとし昭和二十二年二月に参議院議員選挙法が制定されました。

また、知事や市町村長の公選制も実現し、昭和二十五年には選挙制度を統一的な法律にした公職選挙法も制定されました。この法により、国の選挙・地方の選挙をはじめとして、小さな農業委員会の選挙まで行われることになりました。

私の提言

市選挙管理委員会
募集作品の入選作

ある体験から



久保小枝子さん (仁 保)

その年、わが家では、わずかに二か月間でしたが、アメリカ・ペンシルベニア州の交換留学生を受け入れました。何しろ、日本語は「オハヨウ」も知らない女の子でした。

ちょうどアメリカでは大統領選挙の年で、誰になるかは日本にとっても多大な関心事でした。ある日、「誰が大統領になると思う」という質問に、彼女は自信をもって「K」と答えまし

婦人大学講座を受講して



江崎美代子さん (小 鱈)

山口市婦人大学講座を受講して、特に「選挙とくらし」の講義で感じたことは、私共が生活していくうえで政治と切り離して生きることは不可能なことです。

住みよい明るい社会をつくるにはよい政治家を選ぶことが必要です。口コミで他人の言葉を信用せず、自分の信念をもって選ぶにはそれなりの勉強が必要で、立候補者の演説をよく聞

き主張や人柄をよく知る事が大切です。また投票依頼の戸別訪問は違反です。投票用紙に余分なことを書くは無効です。

受講期間内に選任されて選挙の立会人をしました。投票所の前で大声で「わしは〇〇党に入れよう」等と言ったり、投票用紙を子供に投票箱へ入れさせる人等が気になりました。また、身体障害者が投票し易い会場造りや、介添等の気配りも必要だと思いました。

有権者として大切なことは、絶対棄権しないことです。また投票所でのマナーのPRも必要なことと思います。今年婦人参政四十周年の意義深い年でもあり、女性の一人ひとりが自覚し向上に努めようではありませんか。

記念すべき年に思う



藤本トモエさん (白石二丁目)

候補者の主義主張、人格の是非について自分なりの意見を持ち、政治は自分たちの生活に根ざしたものであり、自分たちが選ぶのだという意識にびびりました。

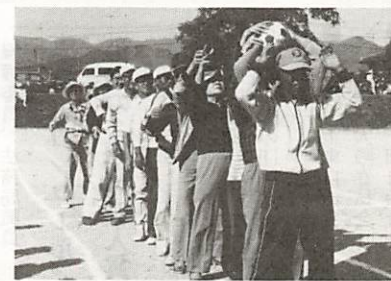
しかし、私はそのことよりも、選挙権のない女の子にも強い関心をもたせる風土に感心しました。私たちの周囲の女の子に、このようなはつきりした選挙意識があるでしょうか。

このことは、アメリカの自立の精神と深いかわりがあるように思います。選挙の主役は、私たちなのです。主権者としての自覚をもって、一票を正しく行使し政治や社会に反映させなくてはなりません。

第一回衆議院議員選挙が行われた明治二十三年七月一日は厳しい制限選挙で、有権者数はわずか四五〇、三六五人で、北海道・沖縄・小笠原島を除く全人口の一・二四%にすぎなかったという。その後、幾度かの改正を経てこの条件は緩和され、大正十四年の普通選挙法、そして昭和二十年性別による制限も撤

ふれあいと親睦 楽しい町内運動会

大歳の中矢原町内会では十月二十七日、矢原河川公園で町内運動会を開催しました。この町内運動会は、町内住民のふれあいと親睦を深めようといわれ、今年で4回目。お年寄りから子供まで、約三百人が参加し、紅白に分かれて競技を楽しみました。



ホームステイで 広がる日中友好の輪



「中国青年訪日友好の船」で来日した五百三人のうち、七十五人が来県しました。このうち、劉鵬さんを団長とする一行九人が十月二十八日、市内の青年団員三名の家に民宿をしました。陶の藤野真一さん宅では、劉鵬さん、沈兆平さんと山口大学の留学生など四人が民宿をし、くつろいだふん囲気の中で、友好を深めました。

外郎の里が完成 資料館や庭園など

大内御堀の製菓会社「豆二郎」が建設を進めていた自然遊園、「山口外郎の里」がこのほど完成し、市民に無料開放されています。

この里は、日本庭園「田原庭」、茶室の「象峯庵」、昔の外郎製造の道具や資料を展示した「豆二郎館」からなり、四季を通じて楽しむことがで



きます。開園時間は、午前八時から午後五時までです。



健康コーナー

胃がん検診

- 期日・場所 11月27日・市役所衛生課横
- 対象者 40歳以上の人(妊婦および胃の手術を受けている人は除く)
- 料金 700円(70歳以上の人および市税非課税世帯の人は無料)
- 申し込み 市衛生課(☎22-4111)へ。申込者多数の場合は、締め切ることがあります。

健康教室

- 期日・場所・内容・講師 <11月25日> 宮野公民館・「歯槽膿漏」、歯科医師 <12月4日> 仁保公民館・「腰痛について」、整形外科医師
- 時間 いずれも午後1時30分～3時30分
- 受講料 無料
- 申し込み 宮野の教室は11月22日までに、仁保は12月2日までに、それぞれ市衛生課(☎22-4111)へ



募集コーナー

老人精神衛生相談日

- 山口保健所では、老人性痴呆症などでお悩みの人のために、精神科医師による老人精神衛生相談を実施しています。
- 相談日 毎月第3木曜日
- 時間 午後1時～3時
- 場所 山口保健所(葵二丁目5-69)
- ※あらかじめ、山口保健所(☎22-5111)へ電話連絡をしてください。

山口県芸術祭

山口県交響楽団演奏会

- 日時 11月24日(日)午後3時～
- 場所 市民会館大ホール
- 演奏曲目 フィンランディア、交響曲第2番、合唱曲
- 入場料 一般1,000円、学生500円、小・中学生は無料

山口天神祭(11月23日)

当日は、午後1時に古熊神社と八坂神社から行列が発し、御神幸祭が行われます。
また、午前10時から、市内中学生新人相撲大会やちびっこ相撲大会、子供たるみこし、市内小・中学生剣道大会、もちまきなどが行われます。
詳しくは、古熊神社(☎22-0881)へ



暖かさが恋しい季節です 火の取り扱いには十分注意を

十一月二十六日から十二月二日までは、「秋の火災予防運動」週間です。
朝夕の冷え込みが一日と厳しくなり、家庭でも暖房器具の使用が始まりますが、特にこの時期には空気が乾燥しちよつとした火種でも火事になりやすいものです。
一人ひとりが防火意識を高め、火災の発生を防ぎ大切な人命や財産を守るために、次のことを励行しましょう。

- 火の用心 7つのポイント
- 寝タバコやタバコの投げ捨てをしない
- 子供には、マッチやライターなどで遊ばせない
- 風の強いときは、たき火をしない
- 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない
- 家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ふろの空だきをしない
- ストーブには、燃えやすいものを近づけない

理容店にも“Sマーク”

クリーニング業、美容業に続いて、理容業にもSマークを掲示した店が登場しました。
このマークは、サービスや事故発生時の損害賠償などを「標準営業約款」に基づいて行う店に掲示されます。
理容店の選択に、ご利用ください。



エフエム山口 開局記念コンサート

- *ファンタジックコンサート“杏里の世界” 11月26日(火)午後6時30分～
- *“TMネットワークコンサート” 11月27日(水)午後6時30分～
- 会場 市民会館(入場料は無料)
- 問い合わせ エフエム山口(☎23-2100)へ。整理券が必要です。

いじめ
悩みごと 困りごと
あれば電話を

22-3749

山口市教育相談デンワ
秘密は固く守られますので
気軽にご利用ください

不燃物の収集日 出張所地区

<12月> 2日嘉川、3日佐山、4日銭司・陶、5日秋穂二島・名田島、6日大内、11日平川、16日小鯖、17日吉敷、19日仁保、23日宮野、26日大蔵

届け出による日本国籍の取得

昭和60年1月1日から改正国籍法が施行され、一定の条件を備えている外国人は、法務大臣へ届け出ることによって日本の国籍を取得することができます。
この届け出によって日本の国籍を取得できる場合はいくつありますが、改正国籍法施行前に日本人の母から生まれた子の国籍取得の届け出は、昭和62年末までに限られています。
詳しいことは、山口地方法務局(☎22-2295)へおたずねください。



催し物とお知らせ

市児童館特別講座 手づくり年賀状

- 日時 11月26日(火)午後3時30分～
- 内容 クレパス版画
- 講師 亀山濤子先生
- 対象者 小学校1年～3年生
- 定員・会費 30人・50円
- 持参品 クレパス・牛乳のあきびん・黒マジック(細字)
- 申し込み 11月16日から、市児童館(下野小路254 市福祉センター内☎22-7121)へ

人権週間にあたり 無料相談所を開設

十二月四日から十日までは「人権週間」です。
山口地方法務局と山口県人権擁護委員連合会では、「人権の共存・互いに相手の立場を考へて、豊かな人間関係をつくらう」を重点目標に、次のテーマに取り組んでいます。

- 部落差別をなくそう
- 婦人の地位を高めよう
- 障害者の完全参加と平等を
- いじめをなくして、明るい友だち関係をつくらう
- この人権週間にあたり「無料法律・人権相談所」が、次のとおり開設されますので、お気軽にご相談ください。
- 日時 十二月七日(土)午前九時～正午
- 場所 市役所第二会議室、受け付けは第三会議室
- 相談内容 近隣のトラブルや離婚、いじめの問題など
- 相談担当者 弁護士、人権擁護委員、法務局職員

広報紙コンクール 市内の3団体が入賞

山口県ふるさとづくり県民会議主催の「ふるさとづくり運動の広報紙コンクール」に、市内から次の団体が入賞されました。

- 優秀賞 上東自治会 大殿春秋会
- 優良賞 佐畑自治会

親子もちつき大会
12月14日～15日

雄大な冬のカルスト高原で、もちつきやクラフト(凧づくり)、天体観察をしてみませんか。 ○対象者 小学1年生～中学3年生とその保護者 ○問い合わせ 秋吉台少年自然の家(☎08396-2-0581)へ